

## ワーケーション実施費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーション実施費用助成金（以下「助成金」という。）の交付について、神恵内村補助金等交付規則（平成8年規則第13号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この助成金は、村外の企業・団体（以下「企業等」という。）で、国内在住の役員・社員（職員）又はフリーランス・個人事業主（以下「社員等」という。）が、テレワークなどの仕事と余暇を組み合わせたワーケーションの推進にあたり、社員等が本村の宿泊施設に滞在しながらワーケーションを実施した場合、村内の宿泊費及び交通費の一部を助成し、村内消費の増加など地域経済の活性化を加速させるとともに関係人口の創出を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワケーション リゾート地など普段の職場とは異なる場所でリモートワークや研修など働きながら休暇取得等により余暇を過ごすことをいう。
- (2) 企業等 法人の本店所在地が村外の企業又は団体をいう。
- (3) 社員等 日本国内（神恵内村を除く）に住所を有し、居住実態がある者をいう。

### (助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、テレワークの活用を通して柔軟な働き方を実践する社員等であり、かつ第1号から第7号までの要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人においては、既に1年以上の事業活動実績があること。
- (2) メディア等の取材に対し、企業等名・氏名を公表できること。
- (3) 企業等から宿泊費、レンタカー利用料等の交通費を支給されていないこと。ただし、社員等が企業等に当該助成金の活用を事前相談し、承認を得た上で、社内規定等に基づき、企業等が支給する場合は、この限りでない。
- (4) 国・都道府県その他の公的機関から同種の助成金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業を営む者でないこと。
- (6) 神恵内村暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

(7) 政治的活動、宗教的活動を目的とする団体若しくはこれに所属する者ではないこと。

(助成金の交付)

第5条 村長は、助成対象者に対して、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成対象経費等)

第6条 助成対象経費は、助成対象者が利用する村内の宿泊費の実費及び道内の移動にかかる交通費を対象とする。

ただし、ワーケーション実施時において社員等の居住地が道内にある者に対しては、交通費は支給しない。

2 社員等1人当たりの助成金の助成限度額、助成割合などは次のとおりとし、かつ、同一社員等が同一の年度内に実証できるのは2回までとする。

助成対象経費	助成限度額	助成割合	限度日数
宿泊費（2食付き）	5,000円／1泊	1/2以内	7泊
交通費	一律 8,000円		

3 助成要件として、次に掲げる事項を全て満たすこと。

(1) 本村の宿泊施設に連続して4泊以上の滞在をすること。ただし、道内企業等の社員等は、連続して2泊以上の滞在で可とする。

(2) 本村のコワーキングスペースを2日以上利用すること。

(3) ワケーション実施期間中の消費（支出）額を積算、算出すること。

(4) 滞在期間中、若しくはワーケーション終了後に体験記をSNS等で紹介し、広く本村の魅力を発信すること。

(5) 本村のワーケーション情報、観光・イベント情報及びふるさと納税等に関する情報を村が電子メールで発信することに同意すること。

4 前項の規定により算定した額の合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(事前申込等)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申込者」という。）は、実施の2週間前までにワーケーション実施申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申込書が提出された場合において、申込者と実施内容について協議を行い、当該内容について合意に至ったときは、申込者に対し、ワーケーション実施受入決定通知書（様式第2号。以下「決定通知」という。）により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 前条の決定を受けた申込者は、決定通知に基づくワーケーションを実施し、助成対象経費が確定したときには、速やかに次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) ワーケーション実施費用助成金交付申請書 (様式第3号)
- (2) ワーケーション実施費用助成金実績報告書 (様式第4号)
- (3) ワーケーション消費(支出)額 算出表
- (4) 助成の対象となる経費を証する書類
- (5) その他村長が必要とする書類

(助成金の交付決定)

第9条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、当該申込者に対し、ワーケーション実施費用助成金交付決定通知書 (様式第5号) により助成金の交付額を通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 村長は、第9条に規定する助成金の交付決定が虚偽の申請若しくは報告又は不正行為によりなされたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 村長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、当該申込者に対し、ワーケーション実施費用助成金交付決定取消通知書 (様式第6号) により通知する。

(助成金の返還)

第11条 村長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該申込者に対し、期間を定め、ワーケーション実施費用助成金返還命令書 (様式第7号) により返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。